

# 一般社団法人 日本ピククルボール協会 加盟団体申請書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)と一般社団法人日本ピククルボール協会 (以下「乙」という)は、以下のとおり加盟会員について締結する。

として

## 第1条 (目的)

- 1 甲は乙に対し、本加盟団体申請書の内容を遵守することを条件に、甲は乙の称号あるいはロゴマークを使用し、乙のピククルボールの普及活動及びイベントの運営を行うことを許諾する。
- 2 称号あるいはロゴマークの使用にあたって、甲は次の内容を遵守しなければならない。乙の指示に従い、ピククルボールの普及に努めることを目的として活動する。

## 第2条 (年会費)

- 1 本加盟団体申請書締結後 1 週間以内に、甲は乙に対し団体会員年会費として金 33,000 円 (税込) クラブチーム会員年会費として金 16,500 円 (税込) 学生チーム会員年会費として金 13,200 円 (税込) のいずれかを乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。この年会費はいかなる場合においても返却しない。
- 2 4月～9月末までの入会に関しては1年間分全額、10月～翌年3月末までは半額とする。

### 【振込先指定口座】

口座名: 一般社団法人 日本ピククルボール協会 代表理事 谷口陽子  
銀行: 朝日信用金庫 浅草橋支店  
口座番号: 普通預金 0223733

## 第3条 (加盟会員運営)

- 1 甲の代表者もしくは他の1名は、コーディネーター資格の取得が必要となり普及する上で活用する(2年以内を目途に取得すること)。
- 2 各地域にて体験会・交流会を年2回以上実施する(1回12名以上が望ましい)。
- 3 体験会やイベントを開催した場合には、乙のホームページに記事を投稿する。
- 4 各地域がジャパンオープン及び日本選手権や大会等の会場になった場合は、乙の指示に従い協力する。

## 第4条 (権利)

甲は年会費を納めて加盟会員になることで、乙から次の権利を受けることができる。

- 1 乙の称号あるいはロゴマークを使用できる。
- 2 各地域でのピククルボールの普及活動への助言を受けられる。
- 3 体験会やイベントでの運営やサポートを受けられる(スタッフの出張費などは応相談)。
- 4 乙のホームページの加盟会員一覧表に掲載される。
- 5 加盟会員の情報を乙のホームページに投稿することができる。乙は随時、フェイスブックなどのSNSでも各加盟会員の情報発信を行い、各加盟会員の広告宣伝に繋がる。
- 6 加盟会員から役員4名分のコーディネーター資格の受講料が3,000円減額で受講できる。

## 第5条 (有効期間)

本加盟団体申請書の有効期間は、締結した年度末とする。期間満了の2ヶ月前までに甲または乙により加盟を更新しない旨の書面による通知がない限り、本加盟団体申請書は1年間更新され以後も同様とする。

## 第6条 (加盟解除)

甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙は警告なくして加盟を解除することができる。

- ・ 本加盟団体申請書のどれかに違反した場合
- ・ 甲の信用を毀損するような行為をした場合

- 年会費の支払不能に陥った場合
- 加盟会員が解散もしくは運営が停止した場合
- その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた場合

本加盟団体申請書締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。

西暦            年    月    日

甲

乙    東京都台東区浅草橋3-27-14  
一般社団法人日本ピックルボール協会  
会長 谷口 陽子

